



《親文》

進上申手形之事

一 此度三波川山へ木かりに参り候処、かまをとられ申候、其かわりにわき指をとり■〔破損〕申候故、御代官様へ被一仰上候、則若違候二付而わき指取申候もの鬼石権三郎殿御かゝい被レ成、其上町衆頼入御わひ申■〔破損〕付而御ゆるし被レ下候、以来八三波川山へ参申ましく候、若参木草かり申二付而八、かま御取候共、少も違ろん申ましく候、為レ其如レ此手形進上申候、仍如此件、

寛永拾八巳六月十四日

三波川

権右衛門殿  
御年寄中

新宿村

- 四郎左衛門 ㊦
- 新左衛門 ㊦
- 六右衛門 ㊦
- 彦左衛門 ㊦
- 七郎右衛門 ㊦
- 介？左衛門 ㊦
- おにし証人
- 次左衛門 ㊦
- 権右衛門 ㊦
- 小左衛門 ㊦
- 五左衛門 ㊦

《読み下し》

進上申す手形の事

一 此の度三波川山へ木かりに参り候処、かまをとられ申し候、其かわりにわき指をとり■申し候故、御代官様へ仰せ上げられ候、則ち若し違ひ候について、わき指取り申し候もの鬼石権三郎殿御か

ゝい成られ、其上町衆頼み入り御わひ申■ついて、御ゆるし下され候、以来は三波川山へ参り申すまじく候、若し参り木草かり申すに付いては、かま御取り候とも、少しも違ろん申すまじく候、其の為かくの如く手形進上申し候、仍つて件のごとし、(後略)

## 《用語》

【手形】印判を押した証書や契約書などの類。金銭の借用・受取などの証文や身請・年季などの契約書。切符。手形証文。

【木かり】木を刈る

【かま】鎌。穀物や柴草(しばくさ)の刈り取りに用いられる農具。【わき指】腰の脇に差す小刀。腰に差す大小両刀のうち、小刀の称。

【代官】幕府の代官か。当時の代官は伊奈半十郎忠治で、手代大河内与兵衛が出した年貢関係の文書が残されている。

【鬼石権三郎】不明

【かゝい】お抱え。給料を支払って人を雇っておくこと。

【町衆(ちようしゆ)】町の住人。町内の人々。まちしゆう。ちようしゆう。

【ましく(間敷)候】してはならない。

【違ろん】異論。他と異なる意見、議論。対立した考え。また、それを表明すること。

【寛永十八年】西暦一六四一年

【新宿村】武蔵国新宿村(神川町新宿)は、神流川右岸に位置し、南は渡瀬村、対岸は上野国緑野郡保美村(現群馬県藤岡市)・浄法寺村

(同)。渡瀬の新宿として開かれたと伝えられる。田園簿によると高二五九石余、此永五一貫九五六文、幕府領。

【三波川】旧多野郡鬼石町三波川(現藤岡市三波川)。近世は幕府領。

【おにし】鬼石村。近世はおおむね幕府領。寛文郷帳の高三八三石余はすべて畑方。当地は十石峠村道、三波川道の出入口にあたり、藤岡

・新町、または武州秩父兒玉・本庄への交通の要地となっていた。寛文二年(一六六二)にはすでに穀類・塩・小間物・太物などの他、綿・麻・屋根板・薪炭・紙などの市が立ち、貞享元年頃には鬼石絹の絹市も開かれた(前橋風土記)。

## 《解説》

寛永十八年(一六四二)新宿村の四郎左衛門他五名・鬼石証人四名が、三波川の権右衛門ほか御年寄衆に対して出した文書です。

新宿村の者が三波川山で木を伐つたため鎌を取られたが、逆に新宿村の者が三波川村の者の脇差を取ったので、三波川村が代官に訴え出したのでした。また、脇差を取った者は鬼石権三郎が抱えていたものであったので、鬼石の「町衆」を頼んで詫びを入れ許してもらった経緯が書かれています。そして以後新宿村の者は「三波川山」へ入り草木を刈り取らないことを誓わされています。

当時は、草木は牛馬など家畜の飼料にあてたり、田畑の肥草(こえくさ・刈敷)に使用するなど、民衆にとって不可欠の資源でした。こうした採草地は秣場・入会と呼ばれ、複数の村が共同採取する、規模もかなり大きいものもありました。しかし複数の村が利用することから、山野の利用などをめぐる争い(山論)は、中世から各地で頻発していました。その中では、「鎌を取る」という山道具を差し押さえるという作法(慣習)が、しばしば行われています。山を犯す相手方から鎌や斧を奪い取ることによって、現地を実力で支配するという意味合いもあつたようです。このような自分の力で土地を実効支配し争いを解決する自力救済という観念は、中世的なものです(藤木久志『中世民衆の世界』岩波新書、二〇一〇年)、江戸時代になってもまだ山論の現場などに残されていたのは興味深いことです。